

# 放流先のない場合の認定処理装置一覧

最終更新：平成22年11月19日

認定取得者・電話	認定した処理装置の名称	認定番号・認定日
毛管浄化システム(株) 03-5995-2849	土壌式毛管浸潤装置	一般 第1号 昭和62年 1月28日
(株)東洋技研 03-3365-0746	東洋式R剤土壌三次処理 蒸発拡散装置	一般 第2号 昭和62年 1月28日
(株)たつみ産業 043-445-3000	たつみ蒸発拡散装置	一般 第5号 昭和62年 1月28日
大成工業(株) 0859-32-1135	タフガード	千葉県建指令 第5号 平成 6年 4月21日
(有)山和樹脂加工所 03-3936-7741	ニイミトレンチ	千葉県建指令 第6号 平成 6年 4月21日
(有)ワールドサービス 0475-34-7191	S-EM10 排水処理装置	千葉県建指令 第6号 平成11年 8月 5日
(株)SRS-DB 0296-77-5801	SRS-CV21-EPS (EPL)	千葉県建指令 第21号 平成16年11月15日
(有)菅澤設備工業 0479-75-1802	メックスクリーンシステム	千葉県建指令 第22号 平成16年11月15日
(株)佐藤設備 043-291-0263	サトー式 アクアパーティクルシステム	千葉県建指令 第23号 平成16年11月15日

## <備考>

- (1) 県では旧千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づき、蒸発拡散装置について、知事による認定を行ってきた（平成22年11月19日現在、9社・9装置）。今後は県として新たな認定を行う予定はないが、認定済み9社・9装置の認定の効力は存続する。
- (2) 現在は「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」において、蒸発拡散装置の要件は、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県又は保健所設置市に限る。）による構造認定を得たものを要件としている。